

報第 3 号

専決事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、請負契約の変更について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年4月17日提出

酒田市長 矢口明子

（提案理由）

令和7年3月定例議会、令和7年9月定例議会で議決を得た請負契約の工期を変更することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものである。

専第 3 号

八幡体育館改築工事（建築工事）の請負契約の変更に係る専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、八幡体育館改築工事（建築工事）の請負契約を変更することについて、下記のとおり専決処分する。

令和8年3月18日専決

酒田市長 矢口明子

記

「5 工期 契約締結の日から令和8年3月25日まで」を「5 工期 契約締結の日から令和8年4月30日まで」に変更する。

報第 4 号

専決事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、請負契約の変更について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年4月17日提出

酒田市長 矢口明子

（提案理由）

令和7年12月定例議会で議決を得た請負契約の工期を変更することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものである。

専第 4 号

公共土木施設災害復旧事業令和 7 年度公共災害復旧工事（第 1 工区）の
請負契約の変更に係る専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、公共土
木施設災害復旧事業令和 7 年度公共災害復旧工事（第 1 工区）の請負契約を変更する
ことについて、下記のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 30 日専決

酒田市長 矢 口 明 子

記

「5 工期 契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで」を「5 工期 契約締結
の日から令和 9 年 3 月 12 日まで」に変更する。

報第 5 号

専決事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、酒田市税条例の一部を改正する条例（令和8年条例第17号）の制定について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年4月17日提出

酒田市長 矢口 明子

（提案理由）

酒田市税条例の一部改正について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものである。

専第 6 号

酒田市税条例の一部改正について

酒田市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日専決

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市税条例の一部改正について

酒田市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 3 1 日 専決

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市税条例の一部を改正する条例

酒田市税条例（平成 1 7 年条例第 7 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条の 3 中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 1 9 条中「、第 8 1 条の 6 第 1 項」を削り、同条第 2 号及び第 3 号中「第 8 1 条の 6 第 1 項の申告書、」を削る。

第 3 3 条第 3 項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 8 0 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第 8 0 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第 1 項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 8 1 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第 8 1 条第 2 項中「3 輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第 3 項及び第 4 項を削る。

第 8 1 条の 3 から第 8 1 条の 8 までを削る。

第 8 1 条の 9 中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第 8 1 条の 3 とする。

第 8 2 条（見出しを含む。）、第 8 3 条（見出しを含む。）及び第 8 5 条

(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し、第89条(見出しを含む。)、及び第90条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第81条の9」を「第81条の3」に、「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条の2第1項中「第81条の9」を「第81条の3」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第16項から第18項までを削り、同条第19項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第20項を同条第17項とする。

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日

から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し及び同条第1項中「の種別割」を削り、同条第1項中「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の酒田市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(酒田市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 酒田市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

報第 6 号

専決事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、酒田市都市計画税条例の一部を改正する条例（令和 8 年条例第 18 号）の制定について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 4 月 17 日提出

酒田市長 矢口 明子

（提案理由）

酒田市都市計画税条例の一部改正について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものである。

専第 7 号

酒田市都市計画税条例の一部改正について

酒田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日専決

酒田市長 矢口明子

酒田市都市計画税条例の一部改正について

酒田市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 3 1 日 専決

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市都市計画税条例の一部を改正する条例

酒田市都市計画税条例（平成 1 7 年条例第 7 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 7 項」を「附則第 1 5 条第 3 6 項」に改める。

附則第 1 6 項中「第 9 項、第 1 3 項から第 1 7 項まで、第 1 9 項、第 2 0 項、第 2 4 項、第 2 7 項、第 3 1 項から第 3 3 項まで、第 3 6 項、第 3 7 項、第 4 1 項若しくは第 4 4 項」を「第 8 項、第 1 2 項から第 1 6 項まで、第 1 8 項、第 1 9 項、第 2 3 項、第 2 6 項、第 3 0 項から第 3 2 項まで、第 3 5 項、第 3 6 項、第 4 0 項若しくは第 4 3 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の酒田市都市計画税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 7 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報第 7 号

専決事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年4月17日提出

酒田市長 矢口明子

（提案理由）

酒田市総合文化センターの雪囲いが飛散し、隣接する墓地内の墓石へ接触した事故に関する損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものである。

専第 5 号

損害賠償の額の決定について

令和7年12月15日に酒田市中心西町地内で発生した物損事故に関する損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月30日専決

酒田市長 矢口明子

被害者及び被害物件	事故発生場所	被害状況	損害賠償金額
○○○○○○○○○○ ○ ○ ○ ○ (墓石)	酒田市中心西町 ○○○○○ ○ ○○○○○	墓石の損傷	71,500円

報第 8 号

専決事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年4月17日提出

酒田市長 矢口明子

（提案理由）

公用車運転中の事故による損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものである。

専第 8 号

損害賠償の額の決定について

令和 7 年 1 1 月 1 7 日に宮城県仙台市青葉区一番町地内で発生した公用車運転中の事故に関する損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 4 月 6 日専決

酒田市長 矢 口 明 子

被 害 者	事故発生場所	被 害 状 況	損害賠償金額
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇 〇 〇 (受傷)	宮城県仙台市青葉区一番町四丁目 1 番 7 号 A S プラザビル前 広瀬通	頸椎捻挫、腰椎捻挫	7 8 1, 5 6 6 円

報第 9 号

専決事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 4 月 17 日提出

酒田市長 矢口 明子

（提案理由）

公用車運転中の事故による損害賠償の額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものである。

専第 9 号

損害賠償の額の決定について

令和 8 年 3 月 1 7 日に酒田市中町二丁目地内で発生した公用車運転中の事故に関する損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 4 月 6 日専決

酒田市長 矢 口 明 子

被害者及び被害物件	事故発生場所	被害状況	損害賠償金額
○○○○○○○○○○ ○ ○ ○ ○ (車両)	酒田市中町二丁目 5 番 1 9 号 酒田駐車ビル内	左フロントバンパー 損傷	0 円

議第 4 3 号

酒田市国民健康保険税条例の一部改正について

酒田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 4 月 1 7 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

酒田市国民健康保険税条例（平成 1 7 年条例第 1 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（山形県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第 3 条第 2 項ただし書中「6 6 万円」を「6 7 万円」に改め、同条第 3 項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の 1 項を加える。

5 第 1 項第 4 号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する 1 8 歳以上被保険者（法第 7 0 3 条の 4 第 3 0 項に規定する 1 8 歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した 1 8 歳以上被保険

者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第6条の2第1号中「第8条の3」の次に「、第10条の7」を加える。

第10条の3の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第10条の4 第3条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.3を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第10条の5 第3条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,300円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第10条の6 第3条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第10条の7 第3条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 900円

(2) 特定世帯 450円

(3) 特定継続世帯 675円

第11条第1項各号列記以外の部分中「66万円」を「67万円」に、「並びに」を「、」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について910円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 630円

(イ) 特定世帯 315円

(ウ) 特定継続世帯 473円

第11条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について650円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 450円

(イ) 特定世帯 225円

(ウ) 特定継続世帯 338円

第11条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について260円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 180円

(イ) 特定世帯 90円

(ウ) 特定継続世帯 135円

第11条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 195円
- イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 325円
- ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 520円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 650円

第11条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第10条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第11条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第8項、第9項及び第11項から第18項までの規定中「第9条」の次に「、第10条の4」を加える。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の酒田市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和8年4月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 新条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税として新たに課する子ども・子育て支援納付金課税額に関する規定を定めるほか、課税限度額及び減額の対象となる所得基準の見直しを行うため、所要の改正を行うものである。